3　前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項を集約して記載することができる。

一　同一の公共施設等運営権実施契約において複数の公共施設等運営権を対象とすることにより一体的な運営等を行う場合　当該複数の公共施設等運営権に係る前二項に規定する事項

二　個々の公共施設等運営権の重要性は乏しいが、同一種類の複数の公共施設等運営権全体の重要性が乏しいとは認められない場合　当該複数の公共施設等運営権に係る前二項に規定する事項

（無形固定資産の区分表示）

第二十八条　無形固定資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第一号、第二号又は第三号の項目に属する資産の金額が資産の総額の百分の一以下である場合には、第四号に属する資産と一括して掲記することができる。

[一・二　略]

三　公共施設等運営権

四　[略]

[2　略]

3　第一項の規定にかかわらず、同項第二号に掲げるリース資産に区分される資産については、同項第四号に掲げる項目に含めることができる。

4　第二十三条第三項の規定は、第一項第四号の資産について準用する。

[5　略]

（流動負債の区分表示）

第三十七条　[略]

[一～七　略]

八　公共施設等運営権に係る負債

九　[略]

[2～4　略]

5　第一項第九号に掲げる項目に属する負債のうち、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

（固定負債の区分表示）

第三十八条　[略]

[一～七　略]

八　公共施設等運営権に係る負債

九　[略]

[2・3　略]

4　前条第五項の規定は、第一項第九号に掲げる項目に属する負債について準用する。

様式第四号

【連結貸借対照表】

（単位：　円）

	前連結会計年度 （平成　年　月　日）	当連結会計年度 （平成　年　月　日）
資産の部		
流動資産		
[略]		

（無形固定資産の区分表示）

第二十八条　無形固定資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第一号又は第二号の項目に属する資産の金額が資産の総額の百分の一以下である場合には、第三号に属する資産と一括して掲記することができる。

[一・二　同上]

[号を加える。]

三　[同上]

[2　同上]

3　第一項の規定にかかわらず、同項第二号に掲げるリース資産に区分される資産については、同項第三号に掲げる項目に含めることができる。

4　第二十三条第三項の規定は、第一項第三号の資産について準用する。

[5　同上]

（流動負債の区分表示）

第三十七条　[同上]

[一～七　同上]

[号を加える。]

八　[同上]

[2～4　同上]

5　第一項第八号に掲げる項目に属する負債のうち、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

（固定負債の区分表示）

第三十八条　[同上]

[一～七　同上]

[号を加える。]

八　[同上]

[2・3　同上]

4　前条第五項の規定は、第一項第八号に掲げる項目に属する負債について準用する。

様式第四号

【連結貸借対照表】

（単位：　円）

	前連結会計年度 （平成　年　月　日）	当連結会計年度 （平成　年　月　日）
資産の部		
流動資産		
[同左]		